

農林委員會會議錄第四十七号

昭和二十七年六月十七日(火曜日)
午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君
理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君
理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君
理事 井上 良二君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君
越智 茂君 小淵 光平君
川西 清君 坂田 英一君
坂本 實君 千賀 康治君
田中 彰治君 中馬 辰猪君
幡谷仙次郎君 原田 雪松君
吉川 久衛君 高倉 定助君
竹村奈良一君 足鹿 覺君

出席國務大臣 農林大臣 廣川 弘禪君
出席府委員 農林政務次官 小川原政信君

農林事務官 平川 守君
(農地局長)
委員外の出席者 専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

六月十七日

委員小西英雄君辞任につき、その補
欠として原田雪松君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の會議に付した事件

農地法案(内閣提出第八四号)

農地法施行法案(内閣提出第八五号)

駐留軍の用に供する農地の收用に関

する件

○松浦委員長 これより農林委員會を
開会いたします。

この際小川原農林政務次官よりごあ
いさつがあります。

○小川原政府委員 このたび、はから
ずも農林政務次官を申しつけられたの
であります。皆さん御承知のごと
く、どういふ風の吹きまわしか、この
老骨が次官にさしてもらつたような次
第であります。私のごとき、まことに
貧弱なる者は、とうていこの大任を勤
めることができぬと思ひますが、幸い
にして有力なる皆さんの御同情をもつ
て御協力を賜り、ぜひ大過なきよう御
援助賜りますならば、まことにけつこ
うだと、かように存ずる次第でありま
す。

まことに簡単であります。これを
もちましてごあいさつにかえる次第で
あります。

○松浦委員長 それではこれより農地
法案及び農地法施行法案を一括して議
題といたし、審査を進めます。

農地法案に對して遠藤三郎君外
五名より、共産党を除く各派共同によ
る修正案が提出いたされております。
その内容はすでに各位のお手元に配付
いたしました通りであります。これより
本修正案の趣旨について提出者より説
明を求めます。遠藤三郎君。

農地法案に對する修正案

農地法案の一部を次のように修正
する。

第四條第二項中「前項」を「第一
項」に改め、同項を第三項とし、第
一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事が、前項の規定に
より許可をしようとするときは、
あらかじめ、都道府県農業委員
会の意見を聞かなければならない。
第五條第二項中「第四項」の下に
「並びに前條第二項」を加える。

第二十條中第三項を第四項とし、
以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次
に次の一項を加える。

3 都道府県知事が、第一項の規定
により許可をしようとするとき
は、あらかじめ、都道府県農業委
員会の意見を聞かなければならな
い。

○遠藤委員 私はたゞいま御手元に配
布いたしました修正案に關しまして、
共産党を除く各派を代表いたしまし
て、趣旨の弁明を行います。まず案文
を朗讀いたします。

農地法案に對する修正案
農地法案の一部を次のように修正
する。

第四條第二項中「前項」を「第一項」
に改め、同項を第三項とし、第一項
の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事が、前項の規定に
より許可をしようとするときは、
あらかじめ、都道府県農業委員
会の意見を聞かなければならない。

第五條第二項中「第四項」の下に
「並びに前條第二項」を加える。

第二十條中第三項を第四項とし、
以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次
に次の一項を加える。

3 都道府県知事が、第一項の規定
により許可をしようとするとき
は、あらかじめ、都道府県農業委
員会の意見を聞かなければならな
い。

修正案の案文は以上の通りでありま
す。

農地法案第四條は、農地の転用の制
限に關する規定でありまして、農地を
農地以外のものにする者は、省令で定
める手続に従つて、その農地が五千坪
を越えない場合には都道府県知事の許
可を受けなければならぬことに相な
つております。

また、第五條は、農地または採草放
牧地の転用のための権利移動の制限に
關する規定でありまして、農地を農地
以外のものにするため、または採草放
牧地を採草放牧地以外のものにするた
め、これらの基地について所有権を移
転し、または地上権、永小作権、質権
等を設定し、もしくは移転する場合に
は、省令の定めるところに従つて、当
事者が都道府県知事の許可を受けなけ
ればならないことに相なつておるので
あります。

また、第二十條は、農地または採草
放牧地の貸借の解約等の制限に關す
る規定でありまして、同條によれば、農
地または採草放牧地の貸借の当事者

は、省令で定めるところにより、都道
府県知事の許可を受けなければ、貸借
の解約をし、解約の申入れをし、合
意による解約をし、または貸借の更
新をしない旨の通知をしてはならない
ことに相なつておりまして、小作地の
取上げになるような行為の頻発しない
よう配慮されておるのであります。

以上、第四條、第五條並びに第二十
條に規定する行為が法律上有効である
ためには、いずれも都道府県知事の許
可を得ることが條件になつておりま
す。しかしてそこに都道府県農業委員
会を關與せしめまいかにかつぎま
しては、賛否の両論が行われておるの
であります。都道府県知事は、いづれ
も農業委員會の会長を兼ねております
ので、法制上農業委員會の意見を聞
く建前をとらぬでも、農業委員會の意
見は事實上尊重されるであらうこと、

あるいは農業委員會が案件について現
地調査をいたします場合は相当の経費
を必要とし、地方予算の裏づけのない
立法措置は不可である等の異論も行わ
れたのであります。しかしながら、農
地等の環境は逐次増大する傾向にあり
ますので、国民食糧を確保いたしま
する上からいっても、許可の手続を慎
重にすることはきわめて望ましいこと
であり、また小作人の地位を擁護す
るためには、貸借権の解除、解約につ
いて、許可の手続を慎重にしておくこと
は、これまた好ましい措置であり、そ
の任に當るものとしては、農業委員會
において他に適任はないのでありませ

う。これが修正案提出の理由であります。

しかしただいまのところ調査費等の計上を見ておらないことは、先に述べた通りでありますので、農林省においても、すみやかにその対策を考究すべきであり、また農業委員会自体においても、書面審査を精密に行ひ、いたゞらに地方農民の負担とならぬような方法で、與えられた任務を的確に遂行すべきことを特に付言して、私の趣旨弁明を終ります。

本修正案に対して御賛成賜わらんとを御願いたします。

○松浦委員長　ただいまの修正案に対して質疑があれば、この際発言を許します。――別に御発言がなければ、農地法案、同修正案及び農地法施行法案を一括して討論に付します。討論の通告がありますのでこれを許します。吉川久衛君。

○吉川委員　私はただいまの農地法案の政府原案に対しまして、共產黨を除く野黨與黨各派の共同提案になるところの修正案を加えて、賛成の意を表するものであります。

政府原案については、私は質疑の際にも申し述べましたように、農地開放の主たる目標は、農村の民主化であり、農業生産力の増強である。この二つの大目的のために農地開放が行われたのでありますが、農村の民主化に急いで、すなわち日本の封建制の打破に急いで、農業生産力の増強の面においていささか欠くるものがあつたのでございしますが、今後はこの方面に相当重点を置いて行かなければならないというように考えているのであります。しかし旧法の制定當時の日本の進んで行

く方角も、今日の日本の進んで行く方角も、その前提となるものはかわつていないはずでありまして、ここでせつかく地主やその他の多くの人々が日本の農地開放のために大きな犠牲を余儀なくされたのでありますが、この犠牲を尊い犠牲とし、この犠牲をむだにしないためにも、農村の民主化ということとを忘れてはならないと私は思うのであります。ところがこの法案の第一條によりますと、農村の民主的傾向を推進するという字句が抹殺されております、政府当局の御答弁によりますと、この問題は各條項に具体的にそれと盛られてゐるのであつて、第一條に特にうたう必要がないというような御意見もあつたのでございますけれども、私はこのことはきわめて重要な問題であり、しかも内容の條項を讀んで行くうちにわれ／＼の痛感した問題は、何ら第一條に削除されているような問題が各條項において補われているというところが見受けられなかつた。ところが共産黨を除く各派の共同提案によるこの修正案によりましてこの面が補われたということは、私は非常にけっこうなことと思うのでございまして、この点私ども心から賛意を表するところでございます。しかしながら、農林省においてこの案文を書かれた当時の政府当局、あるいはその補助機関の人々のものの考え方が、今後の運用の行政面において、もし農村の民主化を推進するといつた面を輕視されるとするならば、せつかくここまで到達しましたところの日本の農地改革というものは、その成果を維持することができなかりはしないかということを心配するのであります。ことに最近日本の民

主化の逆コースということが問題にされておりますが、いろ／＼の面においてそういうことが感じられるのであります。フランスの革命後において、農地改革が断行されましたその後に、小作人どもが自作農になつたが、自分たちの手にしたところの土地を失われたたかないということ、強力なる政権の台頭を期待したのはだれであつたか。それは自作農になつたところの農村の人々ではなかつたではありませんか。しかもこれらの人々は遂にナポレオンの台頭を期待し、国会を無視して専制政治を行つた、これにまでも農民は協力をして、いわゆるボナパルチズムと云ふような風潮が台頭して、ナポレオン法典を支持するに至つた。そうして非常に反動的な傾向が強化されたという歴史の現実をわれ／＼は振り返つて見ますときに、日本の政府並びに政府の補助者であるところの農林省の諸君が、このことに十分思ひをいたされて、そうして旧法にうたわれましたところの農村の民主的傾向を推進するといふことは、今日もこの大前提はゆるがないものであるという確固たるお考えの上に、本法の運用に當つていただきます。

しかもその裏づけとなるところの農林省の機構整備強化の問題、あるいは農林省予算も今後に相当程度の増加拡充をはかられて、そうして日本の国民の最も重要とするところの食糧の増産確保の面に、この法制定と同時に十分この大目的達成のために御配慮をいたいただくことを要請いたしまして、賛成の意を表する次第であります。

○松浦委員長　井上良二君。

○井上(良)委員 私は日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題になりました農地法案並びに農地法施行法案に関する原案並びに修正案に賛成をいたしますものであります。

この法案の審議を遁じまして私どもが考えました点は、政府はもうすでに農地改革はこれで一応終つたという考へ方に立つており、政府が買収すべき農地はもう存在しない、だから強制買収の規定は必要がないから強制譲渡の規定だけを設ければいい、こういう考へ方が流れているのであります。

さらに農地改革の終了によつて、法律で許された小作地以外はすべて自作地となり、農民がほとんど自作農となつてゐるから、今後はただこの成果を維持して行くだけでよい。従つて本法によつては旧地主の復活防止と農地の荒廢移動等をどうして一体統制するかということがこの法律の中心であらうと考えております。

ところがこの法案をわれ／＼が見まして一つ考えます点は、農民の規定を三反歩以上の耕作者に限定し、従来よりも一反歩引上げたことによつて、貧農は法の保護をまつたく受けることができないことになつたのであります。

次に農地開放が一段落をいたしますとともに、米墾地の開放が非常に重要となつて来ますが、この売りもどしを認めることにまず問題があり、さらに未墾地の買収を決定するにあつて、権限が知事に非常に重要に認められることになつて、都道府県の農業委員会に権限を與えないというような点が明記されているのであります。また農地

の賃借権の解除、解約について、都道府県には何らの権限も與えられないで、さらに駐留軍や予備隊による農地の接收が増加しているのに、土地收用法や行政協定の実施に伴う土地等の使用に關する法律との關係が明確にされてない。さらに今後相當な発言力を持つ開墾審議会の委員の選任を政令にゆだねております關係で、これが天くだりのな選任になる危險が非常に強い。さらにまた小作料に關する算定の基準が、十分な科学的な根拠が示されていない。こういう点が大体納得の行かないところが多いのであります。

さらにまた、單に既耕地に對する農地改革の問題は一応終了したかのごとくありますが、政府も本法案の提案で指摘をいたします通り、農業經營の零細化を防ぎ、望ましい中堅自作農を育成して行く、こういう一つの考え方に立つております以上、当然農業經營に必要な薪炭林あるいは採草地、こういう農業經營に當然結びつきます山林の問題について何ら手を触れてない。

その反面、農地が細分化され、政府の中堅自作農の育成強化という打出しにかかわらず、年々耕地規模は零細化して參つておりまして、これに對する総合的な對策というものが積極的に打立てられなければならぬ。そのためには何と申しまして、農業投資が積極的な政策として押し進められることが必要であり、またその投資によつて土地改良、農業經營に必要ないろ／＼な技術あるいは機械等の導入がきわめて重要になつて參るのであります。そういう総合的な農業政策を強力に打出しませんとしようと、せつかく法律によつて農地

が保障され、かつ中堅農家への育成をはかるうとしても、今日農村の置かれ
ております資本主義下の農業経営とい
うものは、まったく行き詰まらざるを
得ない條件がそろつておりますから、
幸い本法が成立いたしましたあかつき
におきましては、政府当局は、都市、
大資本に収奪される條件に置かれてお
る農村の現状をよく理解をされてまし
て、農業がわが国再建の基本的な食糧
増産を支持するところという点から、一
方わが国産業の基礎動力である電力の
開発には莫大な資金、資材が投ぜられ
ることを考えます場合、その電力の開
発と双璧をなす食糧増産ということをし
て、政府が考へを願ひまして、この点に
対する総合的な農業政策を強力に推進
してもらうことを特に私は希望いたし
まして、両案に賛成の意見を申し述べ
た次第であります。

○松浦委員長 竹村奈良一君。

○竹村委員 私、ただいま提案され
ました法案並びに修正案に対しまし
て、共産党を代表いたしまして反対す
るものであります。

まず、この提出されました農地法は、
政府の説明によりますと、敗戦後行わ
れた農地改革の上に立つて、そのの
いろ／＼な條件を統合したにすぎない
と言つておられる。そこでそれでは農
地改革というものが、一体根本的には
どういう任務を持たなければならぬ
か、少くとも世界各國の農地改革の歴
史を見て参りまして、農地改革を行
つた場合におきましては、それに基く
國家の飛躍的發展をはかる、この建前
からなされなければならぬのであり
まして、これ以外の目的、たとえば長
い間隷屬下に置かれたところの農民

諸君の解放という名目を掲げまして
も、實質的にはそれが農民の解放と生
活向上のために役立つていないとすれ
ば、その農地改革は失敗であります。
またその民族の發展にもならないと思
います。

さて提案されましたこの農地法が、
かつての農地改革というものを統合し
た法案である、しからばその農地改革
ははたして成功しておつたかどうか、
そのことが私は最も重要な基幹になら
なければならぬと思ふ。そこで現在
日本の農村の事情は一体どうであらう
か。御承知のように、まず最も悲惨な
のは、自分の娘を売らなければならぬ
といふところの農民がおり、あるいは軍事
基地や警察予備隊によつて莫大な土地
を取上げられ、しかもその補償すら確
定しないところの農民がおり、あるい
はまた肥料を貰うにも金がなくして、
農業手形を利用して肥料を買わなけれ
ばならぬところの膨大な農民、ある
いは災害に苦しみ、あるいはまた農村
における二、三男はまさに失業状態の
ままに放置されておる。農協に至ると
ころにおいて赤字を出しておる、そう
して再建整備をやりましたところにな
お追いつかない状態にある。これが今
日農民の實際の姿である。このことは
何人といへどもおそろく否定すること
はできないはずであります。これが農
地改革によつて示された農民の姿であ
り、また農地改革によつて農民の生活
というものが向上し、あるいはゆたか
になつていないことを証明するもので
あります。そのために最近政府やある
いは農民の団体においても、土地の資
本化、土地に対するところの借金政策
をも考へなければならぬということ

が起つておる。こと／＼は一体何を意
味するか、少くとも土地改革によつて
できた小作人諸君が、その土地を抵当
に入れて金を借りなければならぬとい
う、この悲惨な事実こそ、農地改革
というものが實質的にほとんどその効
果を上げていないことを証明している
以外の何もものでもないものであります。
その上に立つてこの法案は、統合する
と言われますが、さて提出された、そ
の上に立つて統合されたこの法案の目
的のために、たとえば第一章におきま
しては、農村における民主的傾向の推
進をはかるというかんじんな字句を削
除しているのではありません。このことは、
この法案を通じて、いかに今日の政府

の農村の民主化とは反対の傾向、いわ
ゆる民主化を抹殺せんとする意図の現
われであると言わざるを得ない。なお、
法案の内容を見ておきますと、随所に
警察予備隊やあるいは軍事基地のため
の土地取上げが、有無を言わずでき
得る條項がある。私の質問に対して
も、その通りでございますと委員会に
おいて答弁しておる。一方においてそ
の補償等についての答弁すらできない
のに、法案においてはすでに土地取上
げを容易にする、国または県が必要と
するならばいつでも取上げるといふ條
項がある。その上にわれ／＼が考へな
ければならぬことは、少くとも日本
において膨大な層をなしますところの
いわゆる三反以下の農家——三反以下
の農家は百四十七万一千八百七十二戸
もあり、これは全農民の二六％に當つ
ておる。たとへば北海道等におきまし
ても、二町未満の農家は十一万四千四
百八十五戸であつて、北海道農民の四
七％に當つておる。この人たちの農地

拡大を禁止したるがごときことは、こ
の人たちに対するところの生活の保障
とそれの対策を考究せずして、いらざ
る法律においてこの人たちの農地拡大
の禁止を行うがごときことは、非人道
きわまるものであると言わざるを得な
いのであります。少くともこれに對す
る根本的な対策がない。なおまた統一
て、少くとも日本内地におけるところ
の畑作地等に転換でき得る八百万町歩
に及ぶところの未墾地の開墾、開拓に
至りましては、政府の答弁によります
と、一年にわずかの百分の一に相當する
ぐらいしか開拓をやろうと考えていな
い。こういうような状態において、農
村におけるところの二、三男の失業、
半失業の問題を一体どういふふうにか
解決しようとしているのか、この問題も
明示されていない。そうしていたすら
に開墾、開拓が遅れる状態にある。し
かもそれが開拓審議会なるものを設け
て、ほとんどこれによつて——たとい
農業委員会が開拓可能地といたしま
しても、この審議会において拒否され
るならば、それができないといふこと
になつておる。なおまた、その他の
いろ／＼な條文を見て参りますと、一
番重要な水利の問題、たとえば水利権
の問題あるいは農業用施設に対すると
ころの問題等においても、すみやかに
これを解決する條項を入れなければ、
ほんとうの農村の民主化といふものは
でき得ないにもかかわらず、そういう
ものに対しては最も積極性を欠いて
おる。こういうような点を総合した農
地法というものは、今日出された農
地法というものは、その第一章におい
て民主化的傾向を推進するといふ條項
を削除した意図といふものが、あまり

にもはつきりしておるのであります。
なお提案されました修正案でござい
ますが、もちろんこれは一応知事だけ
の独断における農地の通減を防いで、
そうして農業委員会の意見を聞くとい
うことになつておるのでございます。
そこでこの法案は、もちろんこれだけ
において必ずしも土地取上げの問題が
解決するわけではないのであります。
この法案は、かつての農地委員会が現
在改正されて農業委員会に変更した、
この状態をながめてみましたときに、
今日の階級制の委員会を扶けて、そ
うして最も模範農家として、少くとも
旧地主勢力が農業委員会にどん／＼進
出する道を開いたこの選出方法とのか
らみ合せから考へまして、今日の農業
委員会なるものが、はたして真にい
わゆる勤労農民を代表して選出され得
る状態にあるかどうかということをし
て、必ずしも民主化されたといふよう
なことは全然言えないのであります。
なおまた仄聞するところによれば、少
くとも今日のこの法文を通じて、政府
のねらいとするところは、かつての借
款制度の復活をねらい、あるいは小作
調停官等を入れたいわゆる県における
三人委員会等の実現を期しているとい
ふことは明らかであります。このこ
ろの意図は明らかであります。このこ
ろとは、少くとも従来の農地法の成果の
上と言われましても、これは国内におけ
る農民諸君の反抗を抹殺して、一応成
功したといふ見せかけをしたにすぎ
ないものであります。その上に立つ
たこの法案が、またそれよりもま
すまず輪をかけて反動化への傾向を助
長しているといふ点から考へてみまし

度駐留軍と名前がかわりまして、いよいよ具体的に農地が軍用地として接収されるようになった。情勢が非常に高まつて

おそくも七月中くらいまでには、全作の計画規模が明らかになると予定しております。その場合の、かりに世

す。そういうことが織り込まれて交差されておりますか。單に反当の買収価格をできるだけ高く買ってもらう。

これらの農家に対しては、かりにこれらの農家が他の土地においてさらに農業を営み得る場合におきましては、

農林省として各種の干拓あるいは開拓等の事業もいたしておるわけでございますが、そういうところに対して優先的にあつせんをするというより、なにもあわせて考えておるわけでござい

○井上(長)委員 今御説明によりますと、これは目的が目的だからといえ、それでしまいでございしますが、實際用地として強制買収をされます農家にとりましては、考えても考え切れない、あきらめてもあきらめ切れない深刻なものがある。そういうことから考えますならば、たとえて申しますと、かりに二毛作田で富裕税の地価標準から時価を算定いたしますと、六万円から八万円ぐらいのところじゃないかと思っております。それに離作料を五箇年分、大体補償してやりたい、こういうことで、全体でもつて二毛作田の反当十万円ぐらいの金で明け渡さなければならぬことになるわけです。ところが私先般もこの委員会でも申し上げたのですが、全国平均一人当たり一反を耕作いたしましたして、たしか年収一万四、五千円の収入をあげております。その計算をかりにいたしまして、平均収入で考えてみましても、五年間で一人一反当りざつと六万円ぐらいの収入があるわけです。そうなつて来ますと、あなたの今の説明で行くと、この平均から非常に低い補償ということになるし、これに地価を加えても、おそらく問題にならぬ金じやないかと思ふ。これは私、共産党がおりますから、はつきり申し上げておきますが、御存じの通り軍用地の接収、特に駐留軍の農地の接収という問題は、反米思想に非常に利用される危険があるのです。お前

たちの土地を取上げたのはアメリカが取上げたのだ。(その通り)アメリカを追つ払えば土地は取上げられずに済むのだ。そういう素朴な感情論で農民の不平と不満を誘発しようという、深刻な運動が各土地取上げの地帯には巻き起る危険があるのです。そういう点をわれわれが考慮いたしまする場合、農民がそういう不安を興えるよこしまな運動に迷わされないように、ほんとうに政府の徹底した対策がとられるときに、初めて問題はすなおに解決しやせんかと思ふ。今お話のようなことはまったく農民は納得しかねますから、この点については相当腹をくくつて、もし局長みずからで話がつかぬ場合は、農林大臣がひとつ責任を持つて、農民の農地を補償してやるということと話を進めてもらいたいと思ひますが、この点に対して農林大臣の御所見はどうですか。

○廣川國務大臣 駐留軍の用地に関して、共産党が農民をアジつたりなんかすることを防ぐことが大事だ、こういうことでありますが、その通りであります。私たちは共産党の人たちが乗ずるすきのないように、事務的にもこれを進めて参りたいと思ひます。また事務の方で困難な場合は直接私が交渉いたしまして、農民に不満と怨嗟の声のないように努力いたします。

○松浦委員長 午前の会議はこの程度にとどめます。午後は午後二時再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後二時五十七分開議

○松浦委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

都合によりまして本日はこれをもつて散会いたします。明日は午後一時より開会いたします。

午後二時五十八分散会

〔参照〕

農地法案(内閣提出)に関する報告書
農地法施行法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕